（議院運営委員会）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）（衆議院提出）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の秘書の全給料月額を改定する。

二、令和八年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定する。

三、令和九年度以後の勤勉手当の支給割合を改定する。

四、この法律は、公布の日から施行する。ただし、一及び二については令和八年四月一日から適用し、三については令和九年四月一日から施行する。

五、その他所要の規定の整理を行う。